

◎ 経過措置 について

今回の条例改正では、禁止地域の見直しや、屋上広告物、独立自家広告物、野立広告物の基準の見直しなどその内容が多岐にわたるため、経過措置期間を7年間（平成28年9月末まで）に

⑨ 県条例で許可を受けた屋外広告物についても、平成8年当時に規定された経過措置期間（最長で20年間）が上記の7年間のうちに終了しますので、新基準に合致する改修若しくは除却が必要です。

屋外広告物の継続許可申請の際に、新基準に合致しない屋外広告物については、申請者にその旨をお知らせする文書を添付します

また、継続許可を受けるには、新基準に合致する改修若しくは除却を経過措置期間内に行うことを明記した計画書の提出が必要

管理者若しくは施工者である屋外広告物業者の方には、申請者の方から相談があった場合には、新基準の説明や改修、除却の相談に応じていただくなど円滑な新基準への早期移行へのご協力をお願いします。

☆屋外広告物撤去補助について

新基準に適合しない屋外広告物について、経過措置期間内にその屋外広告物を撤去する場合には、本市の屋外広告物撤去補助事業の適用があります。

適用には市税の完納などいくつか条件はありますが、概ね 補助率 50～90%、限度額 25万円～100万円 です。

詳しくは、屋外広告物担当までお問い合わせください。
(TEL : 076-220-2364)